

2020年通常国会成立の 金融関係法の概要

令和2年1月20日召集の第201回通常国会は、同年6月17日に会期が終了し、各種法律の制定、改正がなされた。金融機関の業務に関連する法律についても、その改正法が成立したが、本誌面では、主な法律を取り上げ、その概略を報告する。なお、誌面の関係上、詳細な内容は各法律を直接参照されたい。

一 個人情報保護法等の一部を改正する法律について

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）等の一部を改正する法律が成立し、令和2年6月12日に公布された。改正法は、原則として公布の日から2年以内の政令で定める日から施行される。

1 個人の権利のあり方

(1) 利用停止・消去等の個人

平成27年改正では「3年ごと見直し」に関する規定が設けられていたところ、個人情報に対しての意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点からの改正が行われている。

の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも認められるようになる。

(2) 保有個人データの開示方法について、現在は書面交付が原則とされるが、電磁的記録の提供による方法を含めて、本人が指定できるようになる。

(3) 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。

(4) 6カ月以内に消去する短期保存データも保有個人データに含めることとし、開示、利用

停止等の対象とされる。

(5) オプトアウトにより第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、要配慮個人情報に加えて、不正取得された個人情報や、他の個人情報取扱事業者からオプトアウトにより提供された個人データについても対象外とされる。

2 事業者の守るべき責務のあり方

(1) 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合には、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という）への報告および本人への通知が



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士
川村英二 古澤陽介

暴力団離脱者の預金口座開設 の問題について

③ 金融機関役職員に聴く ～暴力団離脱者の口座開設（上）

暴力団離脱支援プロジェクトチーム

本稿は、本誌859号18～28頁「暴力団離脱者の預金口座開設の問題について」（櫻榮茂樹「①暴力団離脱者の支援とその預金口座開設について」、および、暴力団離脱支援プロジェクトチーム「②継続就業証明書と『離脱評価に繋がる情報』の情報提供」）を受けて、預金取扱等金融機関の普通預金口座開設実務および反社会的勢力対応実務に従事する方々の生の声を、いわゆる「匿名座談会」形式で伝える論稿である。

本来、座談会に参加した者の氏名、所属組織等を明らかにすべきところであるが、テーマの性質上、できるだけ実務に即した問題意識と課題を伝えることに重きを置き、出席者の属性を伏した座談会形式の論稿という形をとらせていただいたこと、ならびに、新型コロナウイルス感染拡大の状況下であったこと等に鑑み、暴力団離脱支援プロジェクトチームによる聴取をベースとしたものの、実際には後記メンバーが一同に集結しての座談会を開催したのではなく、テレビ会議システム等を活用したことをおことわりするものである。

当該テーマに携わる方々からの多くのご感想・ご意見を期待したいところである。

なお、本稿は、筆者らが現に所属し、または過去に所属した法律事務所、弁護士会その他の組織・団体の見解ではないことを、念のため申し添える。

金融機関による

アグリビジネス投融资に関する 法務面からの考察

第1回 アグリビジネスに対する 投融资の基本的性格

西村あさひ法律事務所

パートナー弁護士

杉山 泰成

弁護士

片桐 秀樹

はじめに

平成22年度に公布された6次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律）の下で農林漁業の6次産業化の必要性が叫ばれるなかで、農業を取り巻く環境も近時大きく変動し、後継者不足への対応や農地の集約化の問題が指摘される一方で、IT技術を用いた計測機器、解析ソフトウェア、ドローン、農業ロボット等の新技術を利用したスマート農業の導入について頻繁に報道がなされている。

また、近時の新型コロナウイルス感染症問題に起因する消費者傾向および流通形態の変動や、昨今欧米を中心に急激な広がりを見せている、SDGs、エシカル消費等の消費文化の変動についても柔軟に対応していくことが喫緊の課題とされており、農業界（および食産業界）は、他業種からの新規参入や既存の枠組を超えた新たな連携の時代

を迎えているといえるだろう。

これに対して、法制面については、複数回の改正を経てなお、農作業を行う者が農地保有者となるべきという農地法上の伝統的ポリシーが維持されたいうえで、産業の各プロセス（生産、消費・安全、経営、技術、振興・産業支援等）と各農作物（米穀、野菜、果樹、家畜等）ごとに細分化した法令が累積して制定され、また各種許可を付与する当局の見解や実務運用等が地域ごとに異なるなど、農業に新規参入する場合に、コンプライアンスやリーガルリスクを総合的・横断的に把握・予測することはきわめて困難になっているとの実態がある。そのため、農企業への投融资を行う金融機関にとっても、事業性・リスク評価を困難にさせ、結果的に、農業特有の資金ニーズに対応できる金融サービスが十分に行われていないとの課題が生じている。

そこで、本稿では、全4回にわたり、主に金融機関が農業ビジネスに投融资を行うにあたり留意すべき実務および法務に関

Storyから理解する 事業再生、私的・法的整理の知識

エピソード1：債権譲渡担保を巡る攻防

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
シニアマネージングディレクター 執行役員 堀内 秀晃



ほりうち・ひであき ● 1987年京都大学経済学部卒。同年住友銀行（現三井住友銀行）入行。91年から05年まで同行NY拠点に勤務。与信審査部門を経て不良債権処理部門のヘッドとして多数の法的・私的整理案件に携わるとともに、DIPファイナンスやExitファイナンスといった事業再生ファイナンスを多数手掛ける。その後07年よりGEキャピタルにて、ABLならびに事業再生融資に従事したのち、15年にゴードン・ブラザーズ・ジャパンに入社。現在に至る。

本連載は、ストーリー形式で現在の日本の事業再生手続きの課題を浮き彫りにし、後段のポイントで理論的な解説を試みるものである。なお、本稿のエピソードはフィクションであり、登場する人物、団体、名称等はすべて架空であり、実在のものとは関係ないことをお断りしておく。

今月の概要

エピソード1では、借入人の破産時における債権担保からの回収場面において、担保権実行後に第三債務者が、担保権者ではなく、譲渡人である借入人に売掛債権を支払った場合の取り扱いについてとりあげる。令和2年4月の債権法改正により有効となった譲渡制限特約付債権の場合についても、後記「今月のポイント」で考察する。

エピソード1

東京産業銀行事業再生部の前園学は、雑貨卸売業者の日本橋商会株式会社破産管財人である大宮新治弁護士と弁護士事務所の一室で向かい合っていた。

同社は、近年の競争激化から減収基調にあり、2019年の消費税増税により、この傾向に拍車がかかっていた。そんな中、新型コロナウイルスの影響で小売店の店舗の休業が相次ぎ、小売業者への売上が全く立たず、とどめを刺された格好だ。

メインバンクは地銀の関東第一銀行で、東京産業銀行は準メインの位置付けにあった。日本橋商会は、元々、神田支店の融資先であったが業況の悪化に伴い、2年前に事業再生部に移管され、それ以来前園が担当していた。移管後に、神田支店の無担保融資1億円を、売掛債権を担保（債権譲渡登記）にして2億円で増額リファイナンスし、無担保融資を担保付きに変える代わりに必要

営業店のための 令和の融資

第1回：融資業務とはどんな業務か

飛騨信用組合 理事長 黒木 正人



くろき・まさと●大学卒業後、十六銀行に入行。同行にて事業支援部部長その後、十六信用保証株式会社常務取締役を経て現在に至る。主な著書として「担保不動産の任意売却マニュアル」等がある。融資を中心とした豊富な業務経験に基づいた執筆に定評がある。

はじめに

令和の融資を語る前に、昭和から平成にかけての融資を大まかに振り返る。なぜなら令和の融資はその延長線上にあるからである。特に融資は時代が変わっても不変の考え方と各時代の金融状況に応じて変化していく考え方が混在している。その意味で昭和から平成を振り返ることは、令和の融資を展望するうえで重要である。ただしこの部分は、筆者の経験による主観が大きく反映されていることについては、お許し願いたい(図表)。

次いで営業店における融資業務を、売上(収益)、信用創造、基本原則、流れ、資金使途の側面から解説する。

一 過去の経済状況と融資

1 昭和時代の後期

昭和時代、経済状況は高度成長からバブル経済突入へと右肩上がりの状況であった。融資審

【図表】昭和から令和の主なできごと

	昭和の融資	平成の融資	令和の融資の始まり
経済	高度成長・バブル	バブル崩壊・金融危機・経済危機	コロナ禍
審査	決算分析	金融円滑化による条件変更・事業性評価	スピード
保全	不動産担保・保証協会	ABL・危機関連対応保証	ゼロゼロ融資
保証	包括根保証・第三者保証	民法改正・第三者保証なし・経営者保証 GL	債権法改正
回収	仮差押えなど伝統的回収手法	バルクセール・事業再生・債権放棄	回収経験なし
監督	大蔵省検査	金融庁検査・金融検査マニュアル	検査マニュアル廃止

査では決算分析が幅を利かせており、電卓を叩いてひたすら決算分析をした。融資にあたっては、できる限りリスクをとることは避け、不動産担保を徴求し、